

令和3年度国立高専機構における前期 授業料免除及び徴収猶予申請について

この案内は、国立高専機構における授業料免除及び徴収猶予に関する案内です。文部科学省及び日本学生支援機構が行う「高等教育における修学支援新制度」の授業料免除とは異なるものです。免除が許可された場合、「高等教育における修学支援新制度」の前期分授業料免除額がある者はその差額が免除されます。

免除か徴収猶予のどちらかにしか申請はできません。また、選考の結果が全額免除以外の場合、通知された期日までに授業料を納付していただくこととなります。

別紙記載の必要書類を、下記期日までに必ず提出してください。

なお、下記期日は提出書類の不備や不足による再提出等を含めた【**最終提出締切**】です。

期日以降の提出は受け付けられませんので、お早めの提出をお願いします。

1. 申請対象者

(1) 経済的理由による場合（経過措置）【**専攻科生以上のみ**】（様式 1-1）

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 災害等における授業料免除（様式 1-1）

次の①又は②に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ① 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

(3) 特別措置による授業料免除（様式 1-2）

次の①～④に該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

2. 提出書類（別紙のとおり）※様式は本校ホームページから取得

故意に事実と反する記載を行った場合は、許可後でも許可が取り消されます。別紙「家庭状況等申告書の記入のしかた」を参照の上、十分に注意してご記入ください。

- ① 「授業料免除申請書」（様式 1-1）、「授業料免除申請書（特別措置）」（様式 1-2）又は「授業料徴収猶予申請書」（様式 1-3）
- ② 市区町村発行の住民票（免除等申請者と生計を一とする世帯全員分）の写し
- ③ 市区町村発行の所得（課税）証明書（免除等申請者と生計を一とする世帯全員分）の原本
- ④ 「家族状況等申告書」（様式 2）

⑤「家族状況等申告書」(様式2)の“はい”となった事項の“提出書類”(該当者のみ)
※災害等や特別措置の場合、確認のため上記以外に追加で提出を求めていますのでご了承ください。

3. 提出方法

◎学生課窓口で提出の場合

平日8:30~17:00に持参してください。

◎郵送で提出の場合

封筒表面に「授業料免除申請書在中」又は「授業料徴収猶予申請書在中」と朱書きし、特定記録、宅配便等、送付した記録が残る配達手段でご提出ください。(提出期限必着)

提出期限	令和3年4月30日(金) 17時
提出場所	学生課学生係

4. 選考基準

申請された書類に対し、本校で選考会議を開き、人物・学力・家計の3点から判断し、免除又は徴収猶予の許可・不許可を決定します。

※申請時前6ヶ月以内の期間において、学則第42条に基づく懲戒処分(停学以上)又は校則違反による特別指導を受けた者は、選考の対象となりません。

各世帯の家計の困窮度については、所得の種類や家族構成など、状況に応じて控除額が変わるため一概には言えませんが、以下の金額が選考基準の目安となります。

	給与所得者(収入金額税込)	事業所得者(所得金額)
例1 3人家族(母子家庭) 母・本人(自宅外通学)・妹(公立中学)	全額免除: 420万円以下 半額免除: 590万円以下	全額免除: 230万円以下 半額免除: 350万円以下
例2 4人家族 父・母(無職)・本人(自宅外通学)・妹(公立中学)	全額免除: 370万円以下 半額免除: 550万円以下	全額免除: 190万円以下 半額免除: 320万円以下

5. その他連絡事項

- (1) 申請を取り止める場合は、その旨を学生係まで必ず連絡し、書類を返却してください。
- (2) 提出期限後の申請は受け付けませんのでご了承ください。
- (3) 申請書類提出後、免除の許可・不許可が確定するまで授業料は納付しないでください。
- (4) 書類に記載された個人情報、免除又は徴収猶予に関する資料としてのみ使用します。
- (5) 不明な点がありましたら学生係へお問い合わせください。
- (6) 前期は4月1日、後期は10月1日現在の見込状況を記入してください。

《提出・問合せ先》

〒410-8501 沼津市大岡3600
沼津工業高等専門学校 学生課学生係
TEL: 055-926-5734
FAX: 055-926-5882